

いじめ防止対策推進法にもとづく委員推薦について

【委員推薦に関する要件と確認事項】

1. 委員推薦にあたっての当会の報酬に関する最低基準は、1回2時間以内:1万円以上、半日4時間以内:2万円以上、1日8時間以内:4万円以上、もしくは1時間あたり5千円以上となっております。
2. 委員の報酬となる対象業務は、会議参加だけでなく、調査、連絡、資料確認等の業務も含まれます。
3. 報告書や資料等の文書作成費は、400字あたり4,000円を目安としております。

【委員推薦の流れ】

1. 「委員推薦依頼票」をダウンロードして下さい。
 2. 委員推薦依頼票に必要な事項をすべてご記入下さい。
 3. ①推薦依頼文（任意）、②推薦依頼票の2点を以下の福岡県臨床心理士会（以下、県士会）事務局へお送りください（メール or 郵送）。
 4. 推薦依頼票を元に、県士会の「いじめ問題対応委員会」にて候補者を選定致します。
 5. 県士会内の会議を経て推薦者を決定し、依頼元の自治体担当者様宛にお知らせ致します。
 6. 委員承諾の同意書、履歴書等の各自治体で必要な書類等あれば、県士会事務局宛にお送りいただき、こちらで推薦者に確認後、返送いたします。
 7. 委員としての活動開始後に、委員の交代、追加、条件の変更、委員会の種別変更等あった時には、再度県士会へご連絡をお願い致します。
 8. 重大事態調査委員（28条1項）を推薦し、重大事態調査が行われてその報告書が公開された場合には、報告書を一部当臨床心理士会へお送りください。再発予防に当臨床心理士会としても資するため、今後の研修などの参考資料として保管させていただきます。
- ※ 上記の4、5の手続きには、通常1カ月程度かかります。

一般社団法人 福岡県臨床心理士会
〒810-0042 福岡県福岡市中央区赤坂 1-14-29 畑添ビル 503
mail: fukuokakenrinsyo@ninus.ocn.ne.jp

- ※ いじめ防止対策推進法にもとづく委員推薦の問合せについては、原則 E-mail でお問い合わせいただきますようお願いいたします。お電話での対応が必要な場合は、その旨を E-mail でお知らせください。こちらより折り返しご連絡いたします。